

役員報酬基準

社会福祉法人 コスモス会

1. 役員の報酬

定款第21条

役員の報酬等については、各年度の総額が 350,000 円を超えない範囲で、支給することができる。

2. 評議員の報酬

定款第8条

評議員の報酬等については、各年度の総額が 350,000 円を超えない範囲で、支給することができる。